

胎内市では、新型コロナウイルス感染症の影響による肥料等の高騰によって稲作農家が経営継続に苦慮していることに鑑み、肥料代の一部を補助することで事業継続を支援します。

主食用水稲の作付け10a当たり



500円を交付します

補助対象者

以下の全てを満たす農業経営体

- 個人、法人又は集落営農組織で、胎内市農業再生協議会の水田台帳に登録されていること。
- 令和5年度の営農計画書を胎内市農業再生協議会に提出していること。
- 主食用水稲を10a以上作付けしている販売農家であること。
- 今後も農業経営を継続する意思があること。



対象面積

- 令和5年産の生産目安数量の面積または営農計画書の主食用水稲の作付面積のいずれか小さい方の面積10a当たり500円。（下限10aで1a未満の端数は切り捨て。）

例）主食用水稲を118a作付している場合、 $118a \div 10a \times 500円 = 5,900円$

申請期限等

令和5年**7月31日**（月曜日）17時

- 令和5年産の生産目安数量の面積が10a以上の方には個別に申請書を郵送します。
- それ以外の方で申請を希望する方は、書類をホームページから印刷するなどして対応してください。

必要書類

- 補助金交付申請書兼請求書
 - 振込先金融機関口座確認書類
- 詳しくは、ホームページでご確認ください。



その他

- 作付の現地確認等を行ってからの振り込みとなりますので8月以降を想定しています。
- 営農計画書に基づき交付額を算定しますので、間違いの無いように営農計画書を作成・提出してください。
- 既に営農計画書を提出しており、修正を希望する場合は、参加している認定方針作成者などに確認の上、お申し出ください。

申請・問い合わせ先

〒959-2693 胎内市新和町2番10号 ☎0254-43-6111（内線1273、1249）

胎内市役所 農林水産課 農業企画係（2階5番の窓口）

HP：<https://city.tainai.niigata.jp/sangyo/nogyo/2022suitoeinokeizokushien.html>

